安全データシート

REMAXX FLUID

JIS Z 7253 : 2019 に準拠
作成日: 2003/11/06　改訂日: 2025/07/22　バージョン: 3.1
SDS 番号: 00156-0261

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : REMAXX FLUID
製品コード : 3700.01, 3701.01, 514 2000, 593 0540, 593 5630, 593 5650, 593 5660, 593 5680, 593 5690, 599 2200

会社情報

製造業者
REMA TIP TOP AG
85586
ドイツ Poing Gruber Strasse 65
T +49 (0) 8121 / 707 - 100
info@tiptop.de

輸入業者
REMA TIP TOP- Japan
日本 452-0821 Nagoya 338, Kamiotai 2- Chome, Nishi-ku
T +81 (0) 52 502 3500 - F +81 (0) 52 502 3620
www.tiptop-japan.co.jp

SDS 担当の有資格者の電子メールアドレス: sds@gbk-ingelheim.de

緊急連絡電話番号

緊急連絡電話番号 : INTERNATIONAL: +49 (0) 6132 - 84463, GBK GmbH (24h - 7d/w - 365d/a)

2. 危険有害性の要約

ラベル表示適用外

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物
コメント : 水性液体。

名前	濃度 (%)	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
1,2-プロパンジオール	< 10	C3H8O2	(2)-234	2-(8)-321,2-(8)-323	57-55-6
エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム	< 1	C10H16N2O8.4Na	(2)-1265	既存化学物質	64-02-8

4. 応急措置

応急措置

応急措置 一般 : 汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。
症状が治まらない場合は医師に相談する。

吸入した場合 : 蒸気または分解された製品を誤って吸入した場合、通気性のいい場所に連れてゆく。

皮膚に付着した場合 : 多量の水と石鹸で優しく洗うこと。

眼に入った場合 : まぶたの内側も含め、多量の水で直ちに洗浄する。
刺激が続く場合は、眼科医の診察を受ける。

飲み込んだ場合 : 水を大量に飲ませる。
気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状

症状/損傷 皮膚に付着した場合 : 皮膚刺激を引き起こすことがある。
症状/損傷 眼に入った場合 : 眼刺激を起こすことがある。

医師に対する特別な注意事項

処置 : 対症的に治療すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤 : 製品自体は不燃性; 周辺火災に適合した消火対策を取る
使ってはならない消火剤 : 多量のウォータージェット
火災時の危険有害性分解生成物 : 火災が発生する可能性:
一酸化炭素、
二酸化炭素
消火時の保護具 : 自給式呼吸器。
完全防護服。
その他の情報 : 危険が及ぶ容器に散水して冷却する。
火災残留物や汚染された消火水は当該地の規定に従って廃棄する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

一般的措置 : 十分な換気を確保する。
蒸気が発生した場合は、適切な呼吸器を使用する。
防護服を着用する。

非緊急対応者

応急処置 : 漏出エリアを換気する。

緊急対応者

保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
詳細については、第 8 項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。

環境に対する注意事項

環境に対する注意事項 : 排水溝/地上水/地下水に混入させないこと。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

浄化方法 : 不活性吸収剤(砂、おがくず、ユニバーサル結合材、シリカゲル等)で吸収する。
廃棄するため、塵取りで清掃するか取り除き、密封された容器に入れる。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 : データなし

安全取扱注意事項 : 皮膚、眼との接触を避ける。
容器を密閉しておくこと。

接触回避 : データなし

衛生対策 : この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。。
製品取扱い後には必ず手を洗う。

保管

安全な保管条件 : 容器を密閉しておくこと。
換気の良い場所で保管すること。
涼しいところに置くこと。
乾燥した場所に保管すること。

安全な容器包装材料 : データなし

混触禁止物質 : 酸化性物質。強酸。

混合保管に関する情報 : 動物用のものも含めて、食べ物や飲み物から離れた所に保存する。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策 : 作業所の十分な換気を確保する。

保護具

呼吸用保護具 : いかなる個人用の呼吸保護具も、通常は必要ない。

手の保護具 : この推奨は実験室条件下における化学的適合性および EN 374 準拠テストにのみ基づく、適用次第では異なる要件が生ずる。そのため、保護手袋納入業者の推奨を更に配慮すること

タイプ	素材	透過	厚さ (mm)	浸透	規格
耐化学薬品手袋	天然ゴム	6 (> 480 分)	≥ 0.6		EN ISO 374

眼の保護具 : サイドシールド付き安全メガネ、EN 166.

皮膚及び身体の保護具 : 長袖防護服、EN ISO 6530

環境へのばく露の制限と監視 : 環境への放出を避けること。

その他の情報 : 皮膚、眼との接触を避ける。
休憩に入る前および作業後は手を洗う。
使用中は飲食禁止かつ禁煙。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 : 液体

色 : 無色

臭い : マイルド

pH : 11 – 12 @20°C

融点 : 約 0 °C

凝固点 : データなし

沸点 : 約 100 °C

引火点 : データなし

自然発火点 : データなし

分解温度 : データなし

可燃性 : データなし

燃焼継続性でない : はい

蒸気圧 : データなし

相対密度 : データなし

密度	: 約 1 g/cm³ @20°C
相対ガス密度	: データなし
溶解度	: 完全に混合可能。20°C で。
Log Pow	: データなし
爆発特性	: 物質は爆発性ではない。
爆発限界 (vol %)	: データなし
酸化特性	: 自然発火しない。
動粘性率	: データなし
VOC 含有量	: < 20 %
粒子特性	: データなし
追加情報	: 溶剤の成分 <5 %

10. 安定性及び反応性

反応性	: 通常の保管条件下では分解しない。
化学的安定性	: 通常条件下で安定する。
危険有害反応可能性	: 酸。 強力な酸化剤。
避けるべき条件	: 熱分解を回避するため、強く加熱しない。加熱により発火性蒸気が放出するおそれがある。
混触危険物質	: 強力な酸化剤。強酸。
危険有害な分解生成物	: 一酸化炭素。二酸化炭素。

11. 有害性情報

その他の情報	: 一般に適応する衛生法に注意しながら正しく取扱う際は、健康への危険性はありません、人によって眼に炎症を起こすことがある、人によって、皮膚接触により感作を起こすことがある。
急性毒性 (経口)	: データなし
急性毒性 (経皮)	: データなし
急性毒性 (吸入)	: データなし
皮膚腐食性／刺激性	: データなし
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	: データなし
呼吸器感作性	: データなし
皮膚感作性	: データなし
生殖細胞変異原性	: データなし
発がん性	: データなし
生殖毒性	: データなし
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: データなし
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: データなし
誤えん有害性	: データなし

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性　短期（急性）	: データなし

水生環境有害性(慢性) : データなし

1,2-プロパンジオール (57-55-6)	
LC50 魚 1	100 mg/l
EC50 ミジンコ 1	1000 mg/l
ErC50 藻類	1000 mg/l

残留性・分解性

REMAXX FLUID	
残留性・分解性	データなし

生体蓄積性

REMAXX FLUID	
生体蓄積性	データなし

土壌中の移動性

REMAXX FLUID	
土壌中の移動性	データなし

オゾン層への有害性

オゾン層への有害性 : データなし

その他の有害な影響

その他の有害な影響 : 水質におよぼす危険は低い。

その他の情報 : 表層水、または下水に流さない、規定通りの取扱いにおいて、環境に悪影響を与えることはありません。

13. 廃棄上の注意

推奨製品/梱包処分 : 空容器は、現地のリサイクリング、再生あるいは廃棄処理に引き渡すこと。
汚染された包装は完全に空にし、適切な洗浄処理をした後で再使用可能。
洗浄不可能な包装は内容物と同様に廃棄すること。

廃棄方法 : 現行のローカルな法規に従って、焼却することが可能である。
廃棄または焼却処分よりリサイクルが好まれる。

14. 輸送上の注意

国際規制

UN RTDG / IMDG / IATA / ADN / RID / ADRに準ずる

国連勧告 (UN RTDG)	海上輸送 (IMDG)	航空輸送 (IATA)
国連番号		
適用されず	適用されず	適用されず

国連勧告 (UN RTDG)	海上輸送 (IMDG)	航空輸送 (IATA)
国連正式品名		
適用されず	適用されず	適用されず
輸送危険物分類		
適用されず	適用されず	適用されず
容器等級		
適用されず	適用されず	適用されず
環境有害性		
適用されず	適用されず	適用されず

MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質
適用されず

国内規制

その他の情報 ： 補足情報なし

15. 適用法令

国内法令

化審法 ： 優先評価化学物質（法第２条第５項）

労働安全衛生法 ： 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第５７条第１項、施行令第１８条第２号～第３号、安衛則第３０条別表第２）
適用条件:
含有する製剤その他の物。ただし、含有量が１重量%未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。　第１号　令別表第１に掲げる危険物第２号　危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物第３号　酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であって皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの（施行令第１８条第３号、安衛則第３０条、令和５年１１月９日告示第３０４号）
【改正後 令和８年４月１日以降】
名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第５７条第１項、施行令第１８条第２号～第３号、安衛則第３０条別表第２）
適用条件:
含有する製剤その他の物。ただし、含有量が１重量%未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。　第１号　令別表第１に掲げる危険物第２号　危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物第３号　酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であって皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの（施行令第１８条第３号、安衛則第３０条、令和５年１１月９日告示第３０４号）
名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第５７条の２第１項、施行令第１８条の２第２号～第３号、安衛則第３４条の２別表第２）

プロピレングリコール （別表の番号 : 1786） (1 ~ 10%)
適用条件:
含有する製剤その他の物。ただし、含有量が１重量%未満のものを除く。（施行令第１８条の２第３号、令和５年１１月９日告示第３０４号）
【改正後 令和８年４月１日以降】
名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第５７条の２第１項、施行令第１８条の２第２号～第３号、安衛則第３４条の２別表第２）
プロピレングリコール （別表の番号 : 1786） (1 ~ 10%)
適用条件:
含有する製剤その他の物。ただし、含有量が１重量%未満のものを除く。（施行令第１８条の２第３号、令和５年１１月９日告示第３０４号）

海洋汚染防止法 : 有害でない物質（施行令別表第１の２）
有害液体物質（Ｙ類物質）（施行令別表第１）

外国為替及び外国貿易法 : 輸入貿易管理令第４条第１項第２号輸入承認品目「２の２号承認」
適用条件:
（廃棄物）【特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）】ハロゲン化されたものを除く　別表第７の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないもの（別表第６備考）
輸出貿易管理令別表第１の１６の項
輸出承認貨物・特定有害廃棄物等（法第４８条第３項、輸出令第２条別表第２の３５の２の項）
適用条件:
ハロゲン化されたものを除く。　・別表第５又は別表第６に掲げる物のいずれにも該当しないものを含まない（別表４備考）。

特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法） : 特定有害廃棄物（法第２条第１項第１号イ、平成３０年６月１８日省令第１２号）
適用条件:
ハロゲン化されたものを除く　別表第７の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないもの（別表第６備考）

水道法 : 有害物質（法第４条第２項）、水質基準（平１５省令１０１号）

16. その他の情報

その他の情報 : 4～ 8 項および 10 ～ 12 項の記述は一部、製品の使用および指定通りの適用に関するものではなく(製品説明書・使用説明書を参照)、事故や異常事態で大量放出が発生した場合に該当する。記述内容は製品の安全要求だけに限定し、現時点での知見に基づいている。出荷仕様は製品のデータシートを参照のこと。データシートに記述された特性内容は法律上の保証規定を保証するものではない。

省略表記:	
ADR	欧州危険物国際道路輸送協定
ADN	危険物の内陸水路による国際輸送に関する欧州協定
IATA	国際航空運送協会
IMDG	国際海上危険物

省略表記:	
RID	欧州危険物国際鉄道輸送規則
DOT	DOT
TDG	TDG
EU REACH	化学物質の登録、評価、認可、制限に関する規則(EC) No 1907/2006
GHS	化学品の分類および表示に関する世界調和システム
IARC	国際がん研究機関
vPvB	高残留性、高生物濃縮性物質
PBT	残留性、生物濃縮性、毒性物質
PNEC	予測無影響濃度
CAS	CAS(Chemical Abstracts Service)登録番号
IBC-Code	IBC コード海上輸送における危険な化学物質および有害液体のバルク貨物としての輸送に関する国際安全規則
ATE	急性毒性推定値
CLP	物質／混合物の分類・表示・包装に関する欧州議会および理事会規則(EC) No 1272/2008
BCF	生物濃縮係数
MARPOL 73/78	船舶による汚染防止に関する国際条約
ADG	オーストラリア危険物輸送

免責条項　当該シートに記載されている情報は信頼できる情報をもとにしているが、情報の正確性について明示・暗示を問わずいかなる保証をするものではない。製品の取扱い、使用、保管または廃棄条件は当社の管理外であり、我々の認知するところではないことがある為、製品の取扱い、使用、保管または廃棄によって生じる損失、損害または費用に対する責任は、直接・間接を問わず一切負わない。当該シートは本製品にのみ使用するべきである。本製品がその他の製品の成分として使用される場合は、当該シートに記載されている情報が適用されないことがある。